

貸出金

■貸出金科目別残高

期末残高

(単位:百万円)

項 目	平成15年3月期			平成16年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手 形 貸 付	59,676	101	59,777	55,396	98	55,495
証 書 貸 付	367,342	-	367,342	393,798	-	393,798
当 座 貸 越	43,577	-	43,577	46,252	-	46,252
割 引 手 形	5,255	-	5,255	5,045	-	5,045
合 計	475,851	101	475,952	500,492	98	500,591

平均残高

(単位:百万円)

項 目	平成15年3月期			平成16年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
手 形 貸 付	54,394	255	54,649	52,051	104	52,155
証 書 貸 付	357,261	-	357,261	377,622	-	377,622
当 座 貸 越	46,734	-	46,734	44,207	-	44,207
割 引 手 形	5,594	-	5,594	5,042	-	5,042
合 計	463,984	255	464,239	478,924	104	479,028

■貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

項 目	平成15年3月期		平成16年3月期	
	貸 出 金	うち 変動金利	貸 出 金	うち 変動金利
1 年 以 下	貸 出 金	114,789	116,434	
	うち 変動金利			
	うち 固定金利			
1 年 超 3 年 以 下	貸 出 金	81,585	84,684	
	うち 変動金利	40,320	33,381	
	うち 固定金利	41,265	51,302	
3 年 超 5 年 以 下	貸 出 金	55,227	63,260	
	うち 変動金利	22,514	23,206	
	うち 固定金利	32,713	40,053	
5 年 超 7 年 以 下	貸 出 金	43,979	51,255	
	うち 変動金利	19,262	18,059	
	うち 固定金利	24,716	33,195	
7 年 超	貸 出 金	136,793	138,704	
	うち 変動金利	48,452	45,501	
	うち 固定金利	88,340	93,203	
期間の定め のないもの	貸 出 金	43,577	46,252	
	うち 変動金利	41,444	44,478	
	うち 固定金利	2,132	1,774	
合 計	貸 出 金	475,952	500,591	
	うち 変動金利			
	うち 固定金利			

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成15年3月期		平成16年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	254,779	53.53	254,762	50.89
運 転 資 金	221,173	46.47	245,828	49.11
合 計	475,952	100.00	500,591	100.00

貸出金

■業種別貸出金状況

(単位:百万円、%)

業種別	平成15年3月期		平成16年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定)	475,952	100.00	500,591	100.00
製造業	27,928	5.87	29,742	5.94
農業	1,594	0.34	1,531	0.31
林業	283	0.06	232	0.05
漁業	632	0.13	554	0.11
鉱業	83	0.02	358	0.07
建設業	39,178	8.23	38,448	7.68
電気・ガス・熱供給・水道業	290	0.06	3,670	0.73
情報通信業	2,888	0.61	3,095	0.62
運輸業	16,364	3.44	19,022	3.80
卸売・小売業	45,708	9.60	45,791	9.15
金融・保険業	13,002	2.73	16,324	3.26
不動産業	58,316	12.25	57,839	11.55
各種サービス業	78,207	16.43	75,851	15.15
地方公共団体	35,420	7.44	49,866	9.96
その他	156,051	32.79	158,259	31.62

■中小企業等に対する貸出金

(単位:百万円、%)

項目	平成15年3月期	平成16年3月期
中小企業等貸出金残高(A)	402,729	399,974
総貸出金残高(B)	475,952	500,591
総貸出に占める割合(A)/(B)	84.62	79.90

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

■消費者ローン残高

(単位:百万円)

種類	平成15年3月期	平成16年3月期
消費者ローン残高	155,498	158,393
住宅ローン残高	131,476	134,950
その他ローン残高	24,021	23,442

■特定海外債権残高 該当ございません。

■担保種類別の貸出金残高

(単位:百万円)

種類	平成15年3月期	平成16年3月期
有価証券	2,003	1,761
債権	14,002	13,302
商品	-	-
不動産	135,903	133,323
その他	2,137	1,911
保証	236,968	215,385
信用	84,937	134,906
合計	475,952	500,591

■担保種類別の支払承諾見返額

(単位:百万円)

種類	平成15年3月期	平成16年3月期
有価証券	50	70
債権	66	69
商品	-	-
不動産	1,013	862
その他	40	16
保証	471	2,500
信用	2,885	1,306
合計	4,526	4,824

■リスク管理債権

(単位:百万円)

項目	平成15年3月期	平成16年3月期
破綻先債権額	5,666	4,239
延滞債権額	28,223	27,745
3カ月以上延滞債権額	220	355
貸出条件緩和債権額	5,990	3,856
合計	40,100	36,197

(注) 平成16年3月期リスク管理債権の項目説明につきましては、48ページの注記事項(※2から※5)にも記載しております。

! 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

項目	平成15年3月期					平成16年3月期				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,708	2,446	-	※2,708	2,446	2,446	1,869	-	※2,446	1,869
個別貸倒引当金	7,456	3,331	3,990	※8	6,788	6,788	3,144	3,325	※4	6,603
うち非住居者向け債権分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10,164	5,777	3,990	2,716	9,234	9,234	5,013	3,325	2,450	8,472

(注) ※洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	平成15年3月期	平成16年3月期
貸出金償却額	520	607

■金融再生法基準による資産査定額

(単位:百万円)

項目	平成15年3月期	平成16年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,368	11,821
危険債権	21,616	20,304
要管理債権	6,210	4,212
正常債権	440,866	469,654
合計	481,062	505,992

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

■金融再生法開示債権の保全内訳(平成16年3月期)

(単位:百万円)

項目	債権額(A)	保全額(B)	担保・保証等		保全率(B/A)
			担保・保証等	貸倒引当金	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,821	11,821	9,312	2,508	100.0%
危険債権	20,304	18,137	14,051	4,085	89.3%
要管理債権	4,212	3,410	2,611	798	80.9%
合計	36,338	33,369	25,976	7,392	91.8%

! 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権であります。